

村田町の教育等の振興に関する施策の大綱

令和2年9月30日制定

1. 策定の経緯

本町では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、教育や文化、スポーツの施策の基本的な方針として、平成28年に「村田町教育等の振興に関する施策の大綱」を定め、各種施策を実施してきました。

前大綱が令和元年度までとなっていることから、総合教育会議の協議を経て、令和2年度から5年間を対象とした新たな大綱を策定します。

2. 大綱の位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、村田町長が策定する「教育等の振興に関する施策の大綱」として定めるものです。

3. 大綱の期間

令和2年度から令和6年度（5年間）

4. 基本方針

次代を担う子どもたちの「社会を生きぬく力」を育むために、よりきめ細やかな教育を推進していくとともに、健やかな成長を社会全体で見守り、支援する仕組みづくりが必要です。

このため、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間を育む教育の推進と、学校、家庭、地域の連携による教育力の向上や自主的な学びに向け「確かな学び」「心豊かな学び」「多様な学び」の施策を展開します。

また、町民が生涯にわたり、学びを通じて、豊かな人間性を育み、心身ともに健康で心豊かな生活を送るため、学習活動やスポーツに親しむことができる環境づくり、地域コミュニティなどの地域活動を支える取り組みを目指します。以上のことから、次を本町の基本方針として掲げます。

『人を育てる心豊かな教育の実現』

5. 基本目標と施策

地域社会の現状や教育を取り巻く環境を見据え、幼児・児童・生徒に社会を生き抜く力を身に付けさせるとともに、自己実現を図りながら地域社会の発展を担う人づくりを目指します。

地域社会の未来を望み、健康で豊かな情操と道徳性を備え、志高く、創造力に富んだ心優しい幼児・児童・生徒の育成と、地域住民の総意による生きがいに満ちたふるさとづくりを目指します。

『たくましさと確かな学びを培う学校』

『心豊かな学びができる地域社会』

『多様な学びができる芸術文化・スポーツ活動』

を目標に、町民の生涯にわたる学習の充実に努めます。

施策1 確かな学び

- ①学び続ける力と自立する力の育成
 - ・主体的に学ぶ意欲と基礎的・基本的な知識・技能の定着
 - ・一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進
- ②豊かな人間性と社会性の育成
 - ・豊かな心を育む教育の充実
 - ・自らの生き方を探求する「志教育」の推進
- ③健康で安心・安全な教育の推進
 - ・健康な体づくりと体力・運動能力の向上
 - ・命を守るための知識と能力の育成
 - ・食に関心を持つ元気な子どもの育成
- ④地域社会との連携による教育環境づくり
 - ・教職員の資質・能力の向上
 - ・伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進
 - ・地域に開かれた魅力ある学校づくりの推進
- ⑤幼児教育の充実
 - ・幼稚園の教育課程を踏まえた魅力ある園経営
 - ・3年間を見据えた教育課程の編成
 - ・一人一人の特性に応じた指導の充実
 - ・保・幼・小の連携と円滑な接続
 - ・子育て支援のための環境整備

施策2 心豊かな学び

- ①人づくり・地域づくりの推進
 - ・学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進
 - ・家庭教育の充実
- ②豊かな学び活動のサポート
 - ・生涯学習機会の充実
 - ・公民館活動,地域コミュニティ活動の推進
 - ・社会教育施設の充実

施策3 多様な学び

- ①芸術文化の創造と文化財の保護
 - ・芸術文化活動の推進
 - ・文化財の保護と保存等の推進
- ②健康で活力に満ちたスポーツ活動の推進
 - ・生涯スポーツの推進
 - ・社会体育施設の整備

6. 大綱に基づく施策の実施

本町は大綱に掲げる方針に基づき、村田町総合計画及び村田町教育振興基本計画を確実に実行することを基本に、本町の現状と課題を明確にした上で、効率的かつ効果的に教育施策を推進していきます。